



目 次

告 示	ページ
○告示（令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部改正（漁業管理課）〈6・13掲示〉	1
○特定水産資源の採捕の停止の命令（ 〃 ）〈 〃 〉	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○令和4年度高知県臨時種畜検査の実施（畜産振興課）	1
○保安林の指定予定の通知（4件）（治山林道課）	1
○令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（まさば及びごまさば太平洋系群）（漁業管理課）	2
○漁船損害等補償法による同意成立（2件）（ 〃 ）	2
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（2件）（ 〃 ）	2
◎告示（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部改正（ 〃 ）	2
○建築基準法による道の指定（建築指導課）	2
公 告	
○令和4年度登録販売者試験の実施（薬務衛生課）	3
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	3
高知県人事委員会規則	
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	4

告 示

高知県告示第583号の2

令和4年3月高知県告示第425号（令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部を次のように改正する。

令和4年6月13日（掲示済）

高知県知事 瀨田 省司

2中「68.0トン」を「82.6トン」に改め、2の(4)中「2.2トン」を「2.021トン」に改め、2の(5)中「2.3トン」を「3.0トン」に改め、2の(6)中「3.1トン」を「3.9トン」に改め、2の(7)中「9.0トン」を「11.5トン」に改め、2の(8)中「9.7トン」を「12.4トン」に改め、2の(9)中「9.9トン」を「12.7トン」に改め、2の(10)中「6.8トン」を「8.7トン」に改め、2の(11)中「3.4トン」を「4.4トン」に改め、2の(12)中「4.3トン」を「5.5トン」に改める。

3中「15.1トン」を「18.6トン」に改め、3の(2)中「1.463トン」を「1.772トン」に改め、3の(3)中「3.6トン」を「4.5トン」に改め、3の(4)中「0.3トン」を「0.4トン」に改め、3の(5)中「0.5トン」を「0.6トン」に改め、3の(6)中「0.6トン」を「0.8トン」に改め、3の(7)中「0.3トン」を「0.4トン」に改め、3の(8)中「0.6トン」を「0.8トン」に改め、3の(9)中「2.0トン」を「2.6トン」に改め、3の(10)中「1.7トン」を「2.2トン」に改め、3の(11)中「0.9トン」を「1.2トン」に改め、3の(12)中「0.6トン」を「0.8トン」に改める。

高知県告示第583号の3

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和4年6月）の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和4年6月14日から同月30日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和4年6月13日（掲示済）

高知県知事 瀨田 省司

高知県告示第599号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和4年6月24日

高知県知事 瀨田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
吉井クリニック 四万十市中村大橋通六丁目7番 令4・5・1
5号

医療法人成英会 香南市野市町下井632-10 令4・4・1
大島歯科医院

高知県告示第600号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する令和4年度高知県臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2

条第2項の規定により告示する。

令和4年6月24日

高知県知事 瀨田 省司

検 査 の 場 所		検 査 の 期 日
高岡郡 佐川町	高知県畜産試験場	令和4年7月27日 午後2時から午後3時まで

備考 1 検査を受けなければならない種畜は、疾病その他やむを得ない事由によって令和4年度定期種畜検査を受けることができなかった家畜の雄であって、県内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供するものとする。
2 検査の当日に提出しなければならない書類は、次のとおりとする。
(1) 受検家畜の血統、能力及び経歴を証明する書類
(2) 種付台帳又は家畜人工授精簿
(3) 前年度に定期種畜検査を受検しているときは、その種畜証明書

高知県告示第601号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年6月24日

高知県知事 瀨田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
宿毛市山奈町山田字上大物川山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
2 指定の目的
水源の涵養
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第602号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨

<p>の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>令和4年6月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 土佐清水市下ノ加江字ムクロシ山（国有林。次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第603号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>令和4年6月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡中土佐町上ノ加江字深谷山5290のイ（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字ナダ山5653（国有林）</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第604号</p>	<p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>令和4年6月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町下津井字小下野山（国有林。次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第605号</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めた。</p> <p>令和4年6月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>まさば及びごまさば太平洋系群 現行水準</p> <p>高知県告示第606号</p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>令和4年6月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>下ノ加江加入区</p> <p>高知県告示第607号</p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>令和4年6月24日</p>	<p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>野見加入区</p> <p>高知県告示第608号</p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成30年6月高知県告示第529号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和4年6月22日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和4年6月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>下ノ加江加入区</p> <p>高知県告示第609号</p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成30年6月高知県告示第530号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和4年6月22日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和4年6月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>野見加入区</p> <p>高知県告示第610号</p> <p>令和2年12月高知県告示第932号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和4年6月24日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>13の(3)のア中 「点サ 須崎市須崎市大谷カラハ北端」 を 「点サ 須崎市大谷カラハ北端」 に改め、13の(3)のエ中 「点E a 北緯33度26.522分0秒、東経133度23.274分0秒 点E b 北緯33度26.522分0秒、東経133度23.160分0秒 点E c 北緯33度26.623分0秒、東経133度23.172分0秒 点E d 北緯33度26.673分0秒、東経133度23.267分0秒」 を 「点E a 北緯33度26.522分0秒、東経133度24.274分0秒 点E b 北緯33度26.522分0秒、東経133度24.160分0秒 点E c 北緯33度26.632分0秒、東経133度24.172分0秒 点E d 北緯33度26.623分0秒、東経133度24.267分0秒」 に改める。</p> <p>高知県告示第611号</p> <p>次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の</p>
---	---	--

規定により指定する。

令和4年6月24日

高知県知事 濱田 省司

高岡郡四万十町若井川字西ノ前524番1地先から字東田507番2地先に至る延長75メートルの道

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和4年度登録販売者試験（以下「試験」という。）を次のとおり行う。

令和4年6月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の日時
令和4年11月8日（火）午前10時から午後3時30分まで
- 2 試験の場所
高知市棧橋通二丁目1番53号 高知県立県民体育館（受験者が多数の場合は、試験の場所を変更し、又は追加することがある。）
- 3 試験手数料
15,000円（高知県収入証紙を受験申請書に貼り付けること。）
- 4 受験申請書の提出期間
令和4年8月9日（火）から同月23日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和4年8月23日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 5 受験申請書の提出先
県内の居住地を所管する福祉保健所。ただし、居住地が高知市である場合は、高知県健康政策部薬務衛生課
- 6 合格者の発表
令和4年12月16日（金）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。
また、高知県健康政策部薬務衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- 7 その他
受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部薬務衛生課（電話番号088-823-9682）に問い合わせること。

公 営 企 業 局 管 理 規 程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年6月24日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局管理規程第6号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項の表15の項中「1年6月」を「2年」に、「60分」を「60分（生後1年6月に達した生児を育てる職員にあっては、1回につき30分ずつ）」に改める。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月24日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第17号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

土佐郡大川村小松27-1	計画推進課員駐在所	3級
土佐郡大川村小松85-2	高知東警察署小松駐在所	3級

」

を

「

土佐郡大川村小松27-1	計画推進課員駐在所	2級
土佐郡大川村小松85-2	高知東警察署小松駐在所	2級

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和4年7月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の特勤手当等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により特勤手当の支給を受けていた職員で、この規則による改正後の特勤手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による特勤手当の月額（以下この項において「改正後の手当の月額」という。）が施行日の前日における改正前の規則の規定による特勤手当の月額（以下この項において「改正前の手当の月額」という。）に達しないこととなるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合（当該公署の移転があった場合を除く。）においては、改正後の手当の月額が当該職員に係る改正前の手当の月額に達するまでの間、当該改正前の手当の月額に相当する額の特勤手当を支給する。
- 施行日の前日において改正前の規則の規定により特勤手当に準ずる手当の支給を受けていた職員で、改正後の規則の規定による特勤手当に準ずる手当の月額が施行日の前日における改正前の規則の規定による特勤手当に準ずる手当の月額に達しないこととなるものに対する特勤手当に準ずる手当の支給については、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合（当該公署の移転があった場合を除く。）においては、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。